

平成29年度情報管理業務に関する事業報告書
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を実施した。

平成29年度においては、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの安定稼働を維持するため、電子マニフェストシステムの改善活動をベースに関連事業者等(法第82条の関連事業者等をいう。以下同じ。)の利便性向上や都道府県・保健所設置市(以下「自治体」という。)の監督・指導・取締り等の強化に対する支援に取り組んだ。

II 事業内容

平成29年度に情報管理業務として実施した主要な事業は以下の通りである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告等の電子マニフェスト情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応や自治体への遅延報告を含む)を行った。

報告種別	件数
引取業者の引取報告	3,304千件
使用済自動車・解体自動車の移動報告	28,154千件
特定再資源化等物品の移動報告	17,306千件
自治体への遅延報告	373千件

同時に、これらの情報を管理する電子マニフェストシステムについて、以下の新たな改善整備を計画通り実施した。

(1) 事業者登録情報変更申請の電子化

事業者の利便性の向上及び法令遵守促進のため、変更申請の方法を従来の紙媒体に加えて電子申請もできるようにシステムを改善し、10月に公開した。電子申請の利用実績は平均200件/月となり、約4割のコストを削減できた。

(2) 事業者向け操作練習ソフトの改訂及び自治体向け閲覧対応

事業者の法令遵守促進及び自治体における事業者実務の理解促進を図るため、操作練習ソフトの改訂版を4月に公開した。

アクセス件数は約800件/月となり、改訂前より約7割増加し、事業者及び

自治体の理解促進に貢献した。

併せて、関係各所との共催による全国8ブロックでの「自治体担当者基礎知識研修(座学研修)」、ELV機構主催による2会場での「自動車リサイクル士講習会」において、本ソフトの利用促進に向けた広報活動を行った。

(3) 報告徴収機能のモバイル端末への対応

自治体の利便性を向上するため、自治体が事業者への立入検査等を実施する際に、現場で最新の移動報告情報をモバイル端末から確認できるようなシステムを改善し、2月に公開した。

今後は、本機能の活用を「自治体担当者基礎知識研修(座学研修)」等を通じて、周知していく。

(4) JARCデータBookの刷新

理解活動強化による情報発信の質の向上のため、財団内機関誌である「JARCデータBook」の内容に自動車関連団体の情報を拡充し「自動車リサイクルデータBook」として7月に公表した。

関係各所からの問合せの増加や更なる情報開示の要望が寄せられたことから、2018年度版作成に当たっては、意見や要望等を反映し、更なる情報の拡充を図る。

2. コンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問合せ対応及び事務作業について適正に処理が出来るよう、コンタクトセンターの効率的かつ安定的な稼働を目指して運営した。

(1) 自動失効業者の棚卸

業者登録情報の精度を向上するため、全121自治体の協力の下、約2万6千件の登録・許可満了事業者(自動失効業者)について廃業又は存続を整理した結果、登録・許可満了事業者のうち約6割の事業者についてシステム上のステータスを廃業とし、処理した。

当該事業者を管理していた所管自治体、自動車再資源化協力機構及び本財団の管理工数削減やフロン類年次報告等の集計精度の向上に繋がった。

(2) 事業者の所在地情報の最新化

関連事業者の法令遵守促進のため、市町村合併等で生じた約3千件の所在地情報相違事業者の情報を更新した。

(3) マニフェスト取消し多発業者への注意喚起

引取業者の法令遵守促進のため、誤った移動報告を多発している112事業者に対して注意喚起文書を6月に送付した結果、約7割の事業者においてマニフェスト発行取消件数の削減効果が得られた。

加えて、2月にも81事業者(新規追加分を含む)に対し、注意喚起文書を発送した。

3. 書面利用移動報告事業(書面記載事項の電子マニフェストシステムへの入力)
ファクシミリを使用した書面の提出方法により関連事業者等から使用済自動車等の移動報告を受け、法第117条第1項に基づく情報管理業務規程(以下「情報管理業務規程」という。)に基づき、当該書面に記載された事項を電子マニフェストシステムに入力する事業を行った。
平成29年度は、関連事業者等の依頼に基づき312件の移動報告を行った。
4. 書類等交付事業(関連事業者等への書類等の交付)
関連事業者等から電子マニフェストシステムに報告された内容につき書類等の交付を請求されたときは、情報管理業務規程に基づき、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付した。
平成29年度は、関連事業者等へ51件の書類等を交付した。
5. 移動報告事項送信事業(特定再資源化等物品の引取情報に係る送信の受託)
自動車製造業者等から委託を受けて、自動車製造業者等が資金管理法人に対して再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な特定再資源化等物品の引取りを証する情報を、資金管理法人へ送信する事業を行った。
平成29年度は、資金管理法人へ8,716千件の情報を送信した。

以上